

令和7年度予算の編成について（通知）

先例のない変化の激しい時代にあって、我々には、持続可能で活力ある埼玉を次世代へ引き継いでいく責任がある。

既に本県においても人口減少が進む中で、今後、現役世代1人が高齢者1人を支える肩車型社会の到来が予測されており、「人口減少・超少子高齢化社会の到来」への対応は待ったなしの状況と言える。

また、温暖化に伴う気候変動により自然災害は激甚化・頻発化しており、さらに、迫りくる首都直下地震などにも備えていかなければならない。

この「人口減少・超少子高齢化社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という時代の転換点における2つの歴史的課題に敢然と立ち向かい、これを超克し、子や孫の世代に対する責任を果たしていくことが我々の使命である。

また、あらゆる人を包み込み誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現に向けて、5か年計画に定めた各施策も力強く推進していかなければならない。

そこで、令和7年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

第1に、「未来を切り拓く、歴史的課題への挑戦」である。

人口減少・超少子高齢化社会の到来、そして、激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応という、時代の転換期における2つの歴史的課題に敢然と立ち向かい、埼玉の未来に向けた課題を的確に捉えた中長期的な施策を展開していく。

人口減少・超少子高齢化社会への対応として、社会全体の更なるDX推進による生産性向上や「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」による持続可能なまちづくり、安心して子どもを産み育てられる環境の整備など子育て支援・少子化対策のほか、サーキュラーエコノミーの推進や人手不足対策等による強い経済の構築など、あらゆる施策を総動員していく。

また、頻発化・激甚化する災害などの危機に対しては、能登半島地震などの検証を踏まえ、災害は必ず起こるという前提の下、想像力を働かせ、入念な備えを進めていく。「埼玉版FEMA」による災害対応力の強化や孤立集落となる可能性がある地域への対応、流域治水対策をはじめ、各分野での取組を深めていく。

第2に、「『日本一暮らしやすい埼玉』の着実な実現」である。

社会の在り方が変化し、多種多様な価値観が広がっている中で、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」に向けて、各分野で持続的な発展を可能とするための施策を力強く推し進めていく。

令和7年度は、5か年計画の4年目、総仕上げの前年として、施策指標に掲げた目標の着実な達成に向けて、PDCAサイクルに基づく検証・改善を行うことで、本県が目指す将来像の実現に向けた取組を更に深化させていく。

第3に、「DX・TXを前提とした不断の行財政改革の推進」である。

異次元の高齢化による社会保障関連経費の増加など、引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、必要な施策を実行するためには、不断の行財政改革を推進する必要がある。

これまで取り組んできたDXの第1段階、アナログからデジタルへの転換の成果を土台に、第2段階として、デジタルを前提に従来の仕事のやり方を見直すTX（タスク・トランスフォーメーション）を推進するとともに、県民サービス向上の取組を深化させていく。

また、歳出面では、既存事業の存在を前提とせず、虚心に事業本来の目的に立ち返った上で、EBPMの考え方にに基づき、事業の必要性・有効性を検証することで、事業の新陳代謝を促進し、真に効果的な事業に限られた財源と人材を重点的に活用していく。

歳入面では、更なる国庫補助金の確保や地方交付税措置のある財政上有利な県債の戦略的な活用を進めるとともに、県独自の財源確保に一層努めていく。

これらの取組により、将来に備えた基金残高を確保するとともに、県債残高の適正な管理につなげていく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

I 総括的事項

厳しい財政状況が続く中、本県が持続可能な発展・成長を続けるためには、真に効果の高い事業に財源と人材を重点化して配分する必要がある。

そのため、事業の検討に当たっては、E B P Mの考え方に基づき、事業効果を精査し優先順位を見極めた上で予算要求を行うこと。具体的には、「継続ありき」ではなく、現状を改めて把握し、課題を見極め、目標を設定するとともに、他団体との比較などを行った上で、県民及び事業者の全体に効果が生じる事業手法であるかなど多面的に検討すること。また、投入する予算だけでなく人員も含めて事業効果を検討すること。

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げることを念頭に置くこと。また、国、市町村、民間との役割分担及び協働の視点は十分かなどを検討し、これを反映させること。

1 D Xの更なる推進

D Xの実現に向けて、行政手続のオンライン化やペーパーレス化、ノーコードツールや生成A I等を活用した業務プロセス改革など、各業務においてデジタル技術の更なる活用に向けた見直しを行うこと。

業務の見直しの際には、デジタル化を前提に人と機械が行うタスクを仕分け、職員の力を人がやるべき業務に振り向けることで県民サービス向上と業務効率化を実現するT Xの観点を取り入れること。

予算要求に当たってはD X推進計画等との整合性を図るとともに、デジタル技術の導入による業務効率化、コスト削減などの効果を具体的に明示し、要求に反映させること。

なお、D Xを前提とした内部管理経費の見直しについて、今回は削減目標率の設定は行わないが適切に見直しを図ること。

2 「埼玉版SDG s」の推進

SDG sの目標を県のあらゆる分野にリンクさせ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、原則として全ての事業にSDG sのゴールとターゲットを設定すること。

3 E B P Mの考え方に基づくロジックモデルの活用及び成果指標の設定

事業の性質上なじまないものを除き、E B P Mの考え方に基づくロジックモデルを活用し事業の検討を行うこと。また、定量的で検証可能な成果指標を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。

なお、E B P Mに対する理解の促進及び予算要求に向けたE B P M調書の精度向上を図るために計画調整課が開催した「令和6年度E B P M研修」の資料や研修動画などを参考にE B P M調書を作成すること。

(分野別ポータル) <http://bunya/docs/2024042600019/>

4 終期の設定

新規事業の終期を基本3年間として設定するとともに、その他の全ての事業にも原則

として終期を設定し、対象や地域を明確化した上で集中的に取り組むことにより、成果が目に見えるように工夫すること。

終期を迎える事業については、一旦廃止として事業効果の検証を徹底して行うことで、再構築を必要とする場合の事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

5 スピード感のある事業執行

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けてスピード感のある事業執行を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、予算執行計画に基づき、年度当初から早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進捗状況を的確に把握できるよう、事業の進行管理の見える化を図ること。

6 事業効果の検証

各事業で設定した定量的な成果指標をもとに、その進捗状況を確認し、客観的なデータの裏付けに基づき、十分な事業効果が発現しているか検証すること。なお、検証に当たっては、インプットから目指すべきアウトカムに向けた論理的な因果関係の有無を確認し、事業効果の有効性を確認すること。

また、事業の性質上、定量的な成果指標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

7 事業のあり方の見直し

P D C A サイクルを着実に回すことで、終期を迎える事業や当初見込んでいた成果が得られていない事業、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業等を把握し、継続する必要があるか、ゼロベースで検討すること。「事業の継続ありき」ではなく、事業本来の目的に立ち返った上で現状を改めて把握し事業の見直しを図ること。

また、E B P M の手法を用いた検証により、事業のインプットから目指すべきアウトカムに向けた論理的な因果関係が示せない事業や事業効果について多少なりとも定量的な分析ができない事業は、原則として廃止を前提とした検討を行い、限られた財源をより効果的・効率的に活用すること。

8 部局連携

「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」や「こども・子育て施策」、「埼玉版SDGsの推進」など複数の部局にまたがる政策課題についても、担当する領域だけでなく他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、類似・重複事業をなくすとともに、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

9 県民参加・官民協働

県民誰もが積極的に参画できるような、県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となってNPOや民間企業、大学、研究機関、関係団体など地域の多様な力を結集し、課題解決に向けた取組をより一層推進すること。

さらに、事業の立ち上げは県が担うが、その後は短期間で民間に移管できるような仕組みを検討すること。

1 0 市町村との連携・役割分担

事業の成果を上げるためには、住民に最も身近な市町村との連携や適切な役割分担が不可欠である。

そこで、市町村と意見交換を密にし、市町村の実態を踏まえた事業の検討及び調整を行い、県と市町村で共通認識のもと連携して事業を進められるよう留意すること。

また、県は広域自治体としてやるべきことに重点化する、事業の性質に応じて市町村に応分の負担を求めるなど市町村との役割分担を明確にすること。

1 1 先駆的な事業構築

事業構築に当たっては、既存制度への単なる上乘せや横出し、焼き直しではなく、国や他の自治体の先導モデルとなるよう本県の独自性や知恵を盛り込むこと。

本県又は特定の県内市町村でモデル構築する事業については、モデルを普及する方策と、普及状況を検証する仕組みを予め検討すること。

1 2 ジェンダー主流化

今年度を実施した、人権・男女共同参画課によるジェンダー主流化に関する研修と、各所属でのジェンダー主流化事業点検の結果を十分踏まえ、要求すること。

具体的には、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点）から、あらゆる制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。

（分野別ポータル）<http://bunya/docs/2023101600014/>

1 3 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や遊休県有財産の利活用・売却、広告事業の推進など、自主財源の充実・確保に努めること。

特に、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングをはじめとした寄附金の受入促進や、ネーミングライツ制度の導入など、新たな歳入の確保について積極的に検討すること。

また、国の施策を再度総ざらいし、既存の県単独事業についても見直すことなどにより活用が可能な国庫補助金があれば、積極的に確保すること。特に、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ、地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ）を最大限活用するため、全国の事例なども参考に事業内容を精査し、採択に向けて積極的に取り組むこと。

県債については、投資的経費の増加に伴い発行額が増加傾向にあることに鑑み、地方交付税措置のある財政上有利な県債をより一層積極的に活用すること。

1 4 その他

各経費の見積もりに当たっては、決算との乖離を徹底的に分析し、後に過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

地方財政措置の有無や、他自治体の状況についてよく確認を行い、サービス水準等を比較することにより適正な水準等となっているか十分に吟味すること。

また、今後の国の令和7年度予算編成や地方財政対策、現在検討されている経済対策の動向等を十分注視し、予算編成に的確に反映させること。

II 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確に見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、国庫補助事業についても県負担を生じることには留意し、県の施策実施上、真に必要と認められるものに重点化しつつ、積極的に確保すること。

ただし、未確定の国庫支出金を充当する場合は、財源が不足することのないよう留意すること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

なお、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で、国に対して是正を強く働き掛け、その解消に努めること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。特に、見直しに当たっては、DXの推進に伴う所要経費の減についても考慮すること。

また、国の法令、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成26年3月27日条例第4号）」に基づき、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

近年の投資的経費の増加に伴い、発行額が増加傾向にある。そのため、適債事業については、将来世代への負担となることをこれまで以上に強く意識し、投資効果の高い事業に精査した上で、適切な県債の充当を見込むこと。

また、過大なコストとならないよう考慮しつつ、脱炭素化や防災・減災対策など付加価値の高い施設整備を予め検討するなど、地方交付税措置のある財政上有利な県債を戦略的に活用すること。特に、「脱炭素化推進事業債」、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」など、時限的措置かつ地方交付税措置が非常に有利な県債については優先的に活用すること。

加えて、廃止や統合など今後の在り方が検討段階にある施設については、県債の活用を慎重に検討すること。

なお、県債の活用にあたっては、財政課が作成した「予算事務にご活用ください！県債の活用メニューとポイント」を参考にすること。

(分野別ポータル) <http://bunya/docs/2023082400016/>

(7) 基金

設置当時の目的を達したものの、近年活用がなされていないもの、残額が少額となり設置の意義が乏しいもの、基金設置条例において施行状況や社会状況の変化等を踏まえ見直しを行うこととされているものについては、廃止、統合など積極的に見直すこと。また、基金の設置目的を広く周知し寄附金の受入を積極的に行うこと。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえた確に積算すること。

また、次の取組について、歳入確保策として「令和7年度予算編成事務の取扱いについて(令和6年10月18日付け財政第316号財政課長通知)」のとおり、予算上のインセンティブを付与していることから積極的に取り組むこと。

- ・企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)による寄附
(※ただし、国の制度延長の動向を注視すること)
- ・個人版ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附
- ・県有施設のネーミングライツ制度導入による広告料

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求基準額(要求枠)は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求に当たっては精査を尽くすこと。

新規・重点施策枠に係る要求については、次の通知に基づき行うこと。特に判定結果における指摘事項を踏まえ十分な検討を行い、その結果を反映させた上で要求すること。

- ・「令和7年度に取り組む新規・重点施策の一次審査①(テーマ1及び2)の判定結果について(令和6年9月6日付け計調第147号企画財政部長通知)」
- ・「令和7年度に取り組む新規・重点施策の一次審査②(テーマ3及びこども・子育て分野)の判定結果について(令和6年9月27日付け計調第157号企画財

政部長通知)」

- ・「令和7年度に取り組む新規・重点施策の二次審査の判定結果について（今後発出予定）」

(1) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《N経費：内部管理的経費や経常的経費》

N-1：人件費

N-2：人件費に準じて扱う経費

N-3：法定義務や全国で共通の制度、協定等による経費

N-4：内部管理経費（施設の維持運営費を含む。）

《S経費：社会保障関連経費》

S-1：扶助費

S-2：法令等に基づく社会保障関連経費

S-3：社会保障関連経費（S-1、S-2、S-4を除く。）

S-4：社会保障関連経費（内部管理経費（施設の維持運営費を含む。））

《P経費：政策的な議論を要する経費》

P-1：新規・重点施策事業及びその他の新規事業

P-2：一般継続事業

P-3：既設定の債務負担行為・継続費

P-4：指定管理に係る経費

P-5：公営企業繰出金・地方独立行政法人への支出・特別会計への繰出金
※ただし、他に区分できるものは除く。

P-6：公共事業（国庫補助事業・直轄負担金）

P-7：公共事業（県単事業）

P-8：公共事業（ファシリティマネジメント経費）

P-9：ファシリティマネジメント経費（P-8を除く。）

P-10：公債費

P-11：団体補助

(2) 経費区分ごとの要求基準額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求基準額の区分間流用については、別紙「令和7年度予算編成に係る要求基準額の流用について」のとおりとする。

(3) 個別経費の見積もり

ア 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

イ 投資的経費

(ア) 公共事業

公共事業については、投資効果のより高い分野・箇所への重点化を図ること。

特に、新設については、人口減少やDXの進展など将来的な社会構造を踏まえた上で、真に必要となる箇所に投資を行うこと。

維持管理については、発注方法や新たな技術の導入による仕様の見直しなどにより、経費の削減に努めること。

財源については、国の動向を踏まえつつ、国庫補助金を最大限活用するとともに、県債の活用にあたっては、将来負担と事業効果を十分考慮のうえ、地方交付税措置のある財政上有利な県債を積極的に活用するよう努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進度調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

(イ) その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

(ウ) ファシリティマネジメント

公共施設等の老朽化が加速し、改修コストが年々増大していく中、今後さらに公共施設の新設が多数予定されており、ファシリティの総量が増大する見込みである。

こうした状況を踏まえ、漫然と施設の存続を前提とするのではなく、県有資産総合管理方針に掲げるファシリティマネジメントの推進に向けた取組の3本柱である「長寿命化とコスト縮減」、「有効活用」、「スリム化」を意識しながら検討を行い、長期的な視点で戦略的にマネジメントを実施していくこと。

特に、「スリム化」について、将来的な利用ニーズや官民の適切な役割分担、減価償却率などの観点から課題がある施設は速やかに検討を進めるとともに、検討している間は長寿命化改修を行わないこと。

将来世代にとって確実に必要となる公共施設等については、県有資産総合管理方針を踏まえた資産類型別計画に基づき、計画的に長寿命化改修を進めていくこと。

ウ 外郭団体への支出

外郭団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて、DXの取組による収益の向上やコスト削減、業務効率化など、経営改善を図る主体的な取組を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、委託、補助及び自主財源の割合の見直し、指定管理制度に係る随意契約から公募への切り替えの検討など委託方法の見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

特に「指定出資法人あり方検討委員会」の対象となっている事業・組織については、県の施策・事業の一翼を担う指定出資法人が事業実施機能を最大限発揮するた

めにはどうあるべきかという観点から積極的に見直しを行うこと。

エ 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しに当たっては、事前に人事課や行政・デジタル改革課と調整すること。

オ 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき補助制度のあり方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。特に国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

また、市町村に対する補助金について、県と市町村の役割分担を整理した上で、県が補助する必要性を整理するとともに、特に政令市や中核市に対する補助金についてはあり方を積極的に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し
- ・市町村との役割分担を踏まえた見直し

カ 基金を活用した事業

特定目的基金については、規模感や積立額ありきで漫然と事業執行をすることなく、課題の本質を踏まえたより効果的な事業に充当事業を厳選し、適宜見直しを図ること。また、「彩の国みどりの基金」、「産業振興・雇用機会創出基金」の充当事業については、財政課の意見等を踏まえ、予算要求すること。

国の交付金による基金事業については、国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。国の事業期間が終了するものについては、基金の終了に合わせて事業を廃止することとし、継続する必要がある場合には新規事業として要求すること。なお、原則として別枠での県費への振替は認めない。

キ 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等

の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に設定すること。

ク 情報システム

DX推進計画等との整合性を図った上で予算要求すること。また、住民サービスの向上と業務効率化の観点から、後年度の財政負担を含めて費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含めて抜本的に見直すとともに、効率的なシステム運用を行うこと。

経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステム構築（基盤を含む）については、業務改善の視点に立ち対象業務を精査した上で、システム化による人件費を含めたコスト削減などの効果を具体的に明示すること。

市町村とのシステム共同利用に当たっては、市町村にも応分の負担を求めるとともに、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム戦略課による「令和6年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

ケ AI等新技术を活用した事業

DX推進計画等との整合性を図った上で予算要求すること。また、新技术活用（ノーコードツール、生成AI、AI音声テキスト化ツールなど）に伴う効率化・省力化による費用対効果について検証の上、具体的に明示すること。

コ イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。その上で、オンラインなど適切な実施手法を検討すること。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、「講演会・シンポジウムの5箇条(平成25年7月29日付け改革第91号改革推進課長通知)」を踏まえた要求とすること。

特に、適正な規模が確保できず、十分な効果が得られていない事業については、廃止を前提に見直しを行うこと。

サ 実行委員会方式による事業

「実行委員会による事業の見直しについて（平成26年10月14日付け改革第156号企画財政部長通知）」に基づき、事業のあり方や負担金の引下げ等について検討すること。

シ 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の観点から導入手法について検討すること。

また、導入する場合には原則として既製品で対応することとし、既製品の仕様で

は対応ができず独自に開発しなければならない機能等がある場合は、当該機能等の費用対効果を明らかにした上で、必要性について十分検討すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

5 公営企業会計

各公営企業会計においては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、一般会計と同一の基調に立って、予算原案を作成すること。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

令和6年11月8日（金）

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。

特に様式2「予算見積調書 その1」及びEBPM調書については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容等が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。

また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

Ⅳ その他

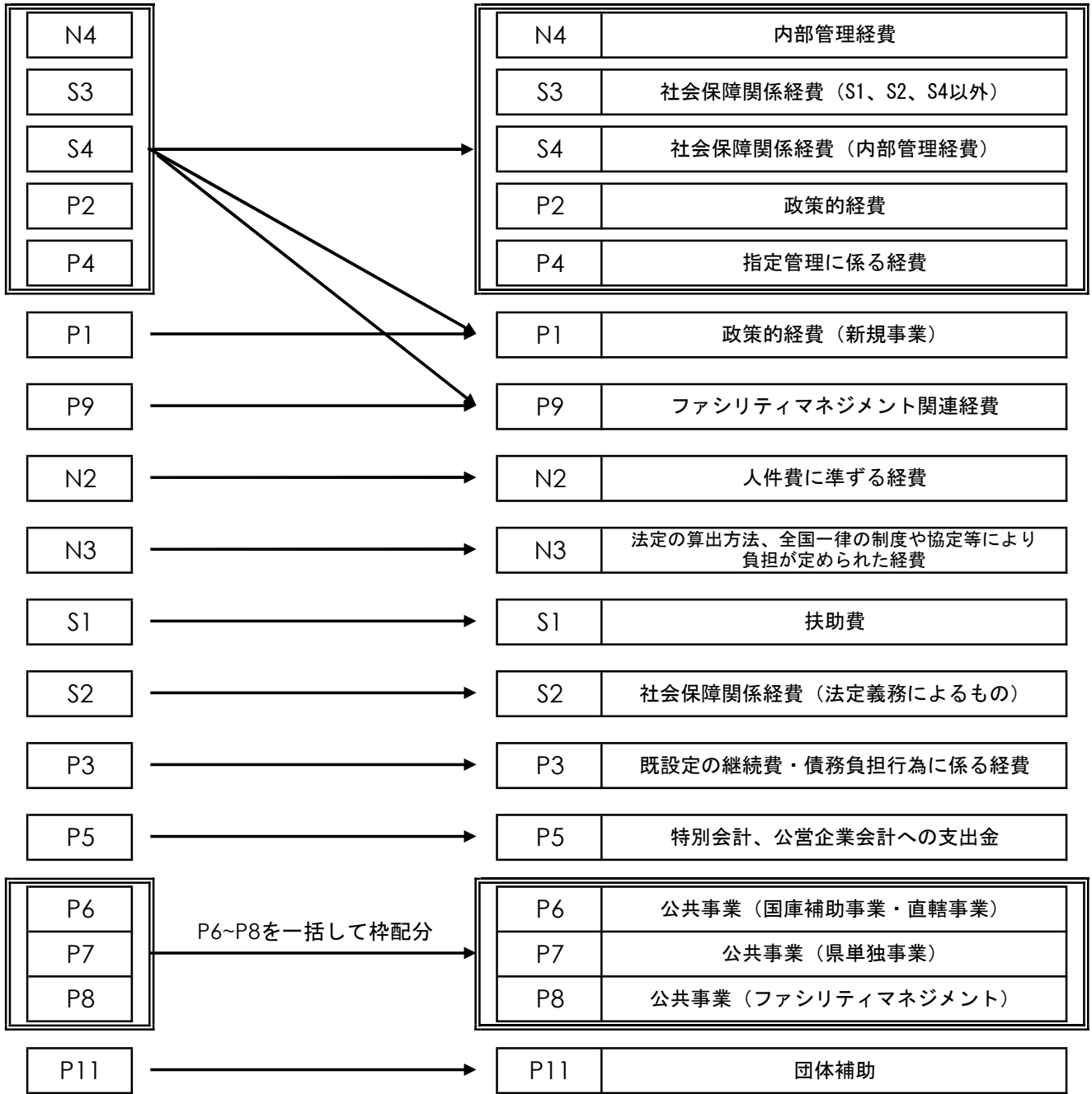
○ 本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。

○ 取扱いの細部については、別途通知する「令和7年度予算編成事務の取扱いについて」（令和6年10月18日付け財第316号財政課長通知）に基づくこと。

(別紙) 令和7年度予算編成に係る要求基準額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



二重線の枠の枠内流用可

流用可

※ 新規重点施策の新規部分・既存部分については、一括してP1で配分するが、経費の性質に応じ、社会保障関係経費についてはS1～S4により、公共事業についてはP6～P8により要求すること。

※ 財政課指定経費及び特殊事情対象事業については、事業間の流用は不可とする。